

規程第33号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会福祉関係団体活動助成金交付規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）活動の目的に合致し、助成が必要と認める市内福祉活動団体に対し、本会会長（以下「会長」という。）が予算の範囲内で福祉関係団体活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することを目的とする。

（交付団体及び助成額）

第2条 助成金を交付する団体及び助成額は、予算の定めるところによる。

（助成金の申請）

第3条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- （1）当該年度事業計画書（別紙1-1）
- （2）当該年度収入支出予算書（別紙1-2）
- （3）その他提出を求められた書類

（助成金の交付）

第4条 会長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その適否を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

- 2 会長は、助成金の交付が必要と認められた団体に交付決定通知書（様式第2号）を通知する。
- 3 助成金の交付を受けた団体は、当該助成金を他の経費に流用してはならない。

（助成金の報告）

第5条 助成金の交付決定を受けた団体は、事業の終了後、助成金実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- （1）当該年度事業報告書（別紙3-1）
- （2）当該年度収入支出決算（見込）書（別紙3-2）
- （3）その他提出を求められた書類

- 2 助成金の交付を受けた団体は、会長が必要と認めるときは、領収書の写し、もしくは閲覧できるものを提出しなければならない。

（助成金の返還）

第6条 会長は、次に掲げることがあるときは、当該団体に対し、助成金の全部、

又は一部の返還を命ずることができる。

- （１）助成金交付に関し、交付した条件に違反したとき
- （２）事業等の施行状況が不相当と認められたとき
- （３）収支額が予算額より減少したとき

（委任）

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年9月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。